公　示　第　１　号

貨物検査場所の指定についての一部改正について

「貨物検査場所の指定について」（昭和４２年４月１日付公示第１号）の一部を下記のとおり改正する。

平成２９年１２月７日

清水税関支署長　　長瀬　孝司

記

第４項の次に次の項を加える。

５　航空自衛隊浜松基地の警戒航空隊施設内（施設番号10002）

第５項を第６項とする。

附　則

この公示は、平成３０年１月１日から施行する。

貨物検査場所の指定について（昭和４２年支署長公示第１号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
１～４　（省略）	１～４　（同左）
５　航空自衛隊浜松基地の警戒航空隊施設内（施設番号 10002）	（新規）
６　前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第１条（ｂ）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。 （１）～（２）　（省略）	５　前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第１条（ｂ）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。 （１）～（２）　（同左）